

2 相続に関する基礎知識

【参考】遺族制度

遺族制度とは簡易生命保険およびかんぽ生命の保険契約の各種約款において規定されており、死亡保険金受取人が無指定状態の場合に、死亡保険金等の請求権を有する者のことです。

第1～第8順位があり、先順位の遺族がいるときは、次の順位の者は請求権を持ちません。

遺族

「遺族」とは、次の表に掲げる者であり、この表の順位により先順位の者が保険金等の受取人となります。

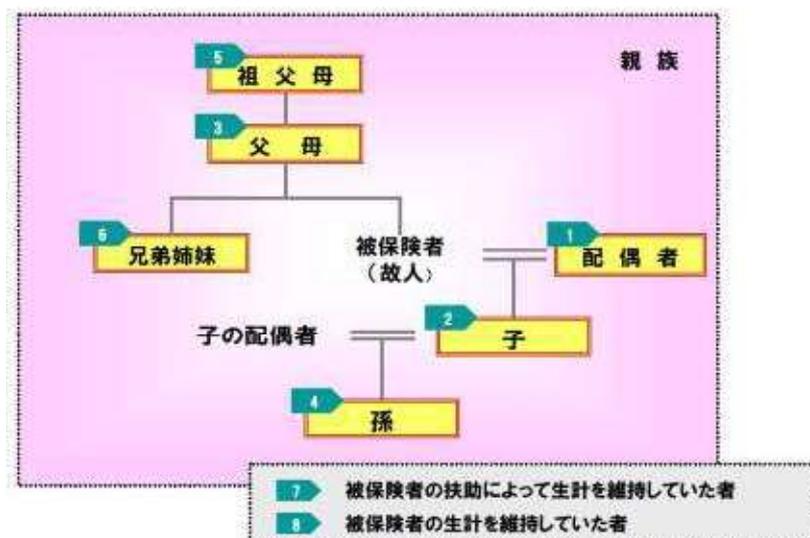
遺族の定義 → (普通養老保険普通保険約款では第27条に規定)

順位	遺族 (保険金等受取人)
1	被保険者の『配偶者』(※法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
2	被保険者の『子』
3	被保険者の『父母』
4	被保険者の『孫』
5	被保険者の『祖父母』
6	被保険者の『兄弟姉妹』
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

先順位の者が存在しない場合、次順位の者が権利を取得

⚠ 遺族であっても、被保険者、遺族の先順位者または同順位者を故意に死亡させた者は、保険金等の受取人になれません。

～ 被保険者を中心とする遺族関係図 ～



注1 遺族制度には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはありません。

注2 簡易生命保険の保険契約の場合、被保険者の遺族に該当する者がいないときには、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。

注3 かんぽ生命の保険契約の場合、被保険者の遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金等の受取人となります。